

学校法人長峯学園さくら幼稚園 重 要 事 項 説 明 書

I 運営規程の概要

1 施設の名称等

- (1) 名 称 さくら幼稚園
- (2) 所在地 宮崎県都城市姫城町8街区30号

2 施設の目的

- (1) さくら幼稚園（以下「当園」という。）は、教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、幼児に適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

3 運営の方針

- (1) 当園は、良質な水準かつ適切な内容の教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための適切な環境が等しく確保されるように努める。
- (2) 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重し、常に利用子どもの立場に立って、教育・保育を行うように努める。
- (3) 当園は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市、小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービスもしくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

4 提供する教育・保育の内容

- (1) 当園は、子ども・子育て支援法、学校教育法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、教育・保育を提供する。

5 職員の職種、及び職務の内容

当園の職員の職種、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 園長
園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
 - (2) 教諭
教諭は、幼児の教育・保育をつかさどる。
教諭のうち2人は、主として送迎バス添乗の業務に従事する。
 - (3) 保育補助員
保育補助員は、教諭の職務を助ける。
 - (4) 事務職員
事務職員は、事務に従事する。
 - (5) 技術員
技術員は、送迎バスの運転業務及び環境美化業務等に従事する。
 - (6) 調理員（栄養士、調理師）
調理員は、給食調理業務に従事する。
- ※ 職員の員数は、園児数による学級編制に基づき決定する。

Ⅱ 保育年限、保育期及び休業日

1 教育・保育を行う年限

- (1) 当園の保育年限は、1年から3年までとする。
- (2) 一時預かり事業を利用する園児の保育年限は、この限りではない。

2 学期

1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から 8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

3 教育・保育を行う日

- (1) 当園の、教育・保育を行う日は、月曜日から金曜日までとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。
 - ① 日曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - ③ 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
 - ④ 冬季休業日 12月25日から1月 7日まで
 - ⑤ 春季休業日 3月25日から4月 7日まで
 - ⑥ 土曜日（行事等のために開園する日を除く）
 - ⑦ 特に幼稚園が定めた日及び臨時的に必要とする日
- (3) (1) (2)にかかわらず、教育・保育を行う必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に周知し、前項に規定する休業日に教育・保育を行うことがある。
- (4) やむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に周知し、教育・保育を行わないことがある

4 教育・保育を行う時間

- (1) 始業及び終業の時刻は、午前9時30分より午後2時15分（土曜日は正午）までとする。
なお、特別の行事又は季節により時間を多少変更することがある。
- (2) 当園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、預かり保育を実施することとする。

Ⅲ 利用者負担その他の費用等

1 保育料等

- (1) 当園は、3歳未満児の教育・保育の利用料として、別表1に掲げる金額を徴収する。
- (2) 教育・保育の質を高めるため、別表1に掲げる特定保育料を徴収する。
- (3) 行事の実施等に必要な費用を実費徴収することがある。

2 給食費

- (1) 給食費として、月額5,500円（8月を除く）を徴収する。

3 預かり保育利用料

- (1) 預かり保育利用料として、別表2に掲げる金額を徴収する。

4 保育料等の納入

(1) 保育料等の納金は、所定の口座より毎月10日（4月は25日）の口座振替によるものとする。

5 保育料等の減免

(1) 休園、途中入退園、一時預かり、兄弟姉妹同時利用等に伴う保育料等の減免は、別に定める保護者負担軽減措置要綱による。

6 その他必要な用品

(1) 保育に必要な幼児用品（制服、制帽、カバン、道具等）は園で指定する。

Ⅳ 入園、退園、修了及び褒賞

1 定員

(1) 定員は、次のとおりとする。

学 年	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1 号	5 0 人	5 5 人	5 5 人	1 6 0 人

(2) 一時預かり事業の定員は、別に定める。

2 正当な理由のない利用拒否の禁止等

(1) 当園は、利用対象保護者から利用の申込を受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

(2) 入園は、申込を受けた順序により決定するものとし、申込及び受付の方法、入園に必要な手続等は、園長が事前に定めて保護者に明示する。

3 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(1) 教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

(2) 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

① 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

② 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申し出があったとき。

③ その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(3) 休園又は退園しようとする者は、所定の用紙にその理由を記し、保護者が届け出を行い、園長の承認を受けるものとする。

(4) 3カ月以上園納金を納入しない場合は、退園を命ずることができる。

4 修了証書の授与

(1) 当園の所定の教育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

5 褒賞

(1) 心身の発達が著しく他の模範とするにたる園児は、これを褒賞することができる。

Ⅴ 安全及び秘密の保持、情報管理等

1 緊急時における対応

(1) 当園の利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該子どもの保

護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

2 非常災害対策

- (1) 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

3 虐待防止のための処置

- (1) 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるように努める。

4 秘密保持

- (1) 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得るものとする。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めがある場合を除く。

5 苦情解決

- (1) 当園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。
- (2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- (3) 市から求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (4) 市から求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告するものとする。

6 記録の整備

- (1) 教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- ① 教育・保育の提供に当たっての計画
 - ② 教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
 - ③ 都城市教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に規定する市への通知に係る記録
 - ④ 苦情の内容等の記録
 - ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(別表第1)

費 目	料 金	備 考
保 育 料	10,000/月	3歳未満児及び一時預かり園児(満3歳以上無料)
特定保育料	2,000/月	全園児

(別表第2) 預かり保育料

利 用 時 間	利 用 料 金		備 考
平 日 午 後	新2号	450円/月	月額上限5,000円
	1号	450円/月	
休 業 土 曜 日	新2号	450円/月	月額とは別料金
	1号	850円/月	
長 期 休 業	新2号	450円/月	全日保育
	1号	450円/月	半日保育(8月のみ)
		850円/月	全日保育

※ 1号は実費負担、新2号は無償化対象

※ 終日又は午前利用の場合、おやつ代一日40円を別途徴収する。